

法曹養成制度改革顧問会議

第7回会議 議事録

第1 日 時 平成26年3月27日（木）自 午後 2時00分
至 午後 4時12分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について（報告）
- 3 司法修習について
- 4 法曹人口について
- 5 司法試験予備試験について
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、宮崎誠顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房中岡司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
日本弁護士連合会鈴木啓文事務次長
最高裁判所事務総局小林宏司審議官

法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、松本裕副室長

○大場室長 予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第7回会議を始めさせていただきます。

推進室から配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございまして、資料7までございます。

資料3では、一部日本弁護士連合会から提出していただいている資料も含まれているところでございます。

また、顧問の皆様の席上には、前回と同じく参考資料をまとめた青色ファイルを置いておりますので、適宜御参照いただければと思います。

なお、本日、席上配付はしておりませんが、一昨日の25日、法務省の下にあります「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が開かれました。

その下の分科会での取組状況の中から見えてきた活動領域の拡大の観点からの法曹養成に関する有識者懇談会の問題意識というものが確認されたところでございます。

有識者懇談会からは、この内容を法務省から推進室に、そして、推進室を通じて顧問会議の皆様にも情報提供をお願いしたいといわれているところでございますが、ペーパーそのものとしては、もう既にございますが、これを御理解いただくためには、その際の議事録も併せて御参照していただきたいと思っておりまして、これは、できれば次回のロースクールの視察までに、皆様方のお手元に届くようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○大場室長 席上の資料の関係でありますけれども、各法科大学院からの回答という資料があるかと思います。これは、各法科大学院の個別の事情に関わる内容を含みますので、公開については差し控えたいと考えておりますけれども、納谷座長、いかがいたしましたよ。

○納谷座長 私も非公開にしていただいた方がよろしいかと思いますので、皆さんの御同意をいただけるようならば、そういう具合にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(一同了承)

○大場室長 分かりました、ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入る前ですけれども、本年の司法試験の出願状況が出ておりますので、これについて御報告いたします。

○松本副室長 資料6、通しページで申し上げますと、75ページを御覧ください。

本年の司法試験の出願者数は、9,255人となっております。昨年は、1万0315人でございましたので、1,060人の減少となっております。

受験資格別では、法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者が8,861人、司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者が251人、法科大学院修了見込みで、

法科大学院修了の資格で受験するが、法科大学院を修了できなかったときは予備試験合格の資格に基づいて受験する者が143人となっております。

御報告は、以上でございます。

○大塙室長 議題に入りたいと思います。

ここで資料1を御覧ください。これは「法曹養成制度改革の推進について〈進捗状況〉」というものであります。

この施策の状況は、見通し欄の3月の段階にそれぞれの施策があるものと御理解いただければと存じます。

これらのうちで、まず、上から五つ目の教員派遣見直し方策につきましては、法曹養成制度改革推進会議決定をお願いする段階に至りましたので、後ほど御報告いたします。

また、司法修習の導入的集合修習の創設につきましても、推進会議で御報告するほか、他の施策につきましても、次回の推進会議で御報告する予定であります。

この表につきましては、今後も適宜更新して、この場や推進会議等でお示しする予定であります。

そして、本日は、これらのうちから、上から五つ目の教員派遣見直しについて御報告するほかに、一番下の二つ、司法修習についてと、上から二つ目の法曹人口の在り方、下から四つ目の予備試験を議題としているところでありますけれども、資料1の右側にピンク色のスケールで示しております。これが、3月の時点になるわけですけれども、推進室の検討課題のうちに、文部科学省に関連する幾つかのテーマにつきまして、3月中に中央教育審議会取りまとめがされることとなっておりますので、本日の議論に先立ちまして、まず、文部科学省から中央教育審議会の取りまとめの概要について御報告をお願いしたいと思います。

文部科学省高等教育局の牛尾専門教育課長、お願いいたします。

○牛尾課長 専門教育課長でございます。よろしくお願ひいたします。

資料1の法科大学院に関して文部科学省で担当している部分について、今の状況を御説明させていただきたいと思います。

文部科学省が担当している項目、4項目ございますが、そのうち公的支援の見直しの強化策につきましては、既にこの場でも御報告させていただいているとおり、昨年の11月に方針を公表させていただいております。この資料では、赤字になっている部分でございます。

それ以外の項目といたしましては、法科大学院の抜本的な組織の見直し、共通到達度確認試験、法学未修者教育の充実という3項目がございます。

これらにつきましても、既に一度御報告させていただいておりますが、昨年11月末の段階で、中央教育審議会に置かれておりますワーキンググループにおきまして、一定の経過報告が取りまとめられたということでございます。

これら3項目につきましては、このワーキンググループの報告を基に、更にその親会議

でございます中央教育審議会の法科大学院特別委員会において、その後、審議が行われてまいりました。

現時点におきましては、それぞれのワーキンググループの報告でまとめられた方向性をもちまして、文部科学省及び法科大学院において、更に具体化に向けた作業を行うという方向性を御確認いただいているという状況でございます。

一方で、法科大学院特別委員会の審議の中では、それらの項目以外の、例えば、飛び入学の活用による養成期間の短縮や、予備試験と法科大学院教育との関係など、ここに書かれている項目そのものではない論点につきましても、様々御指摘、御意見を頂いているところでございまして、これらについて、更に、今後、引き続き検討を続けていくという状況になっております。

中央教育審議会における現在の検討は、以上のような状況でございますが、これらにつきまして、今月中に法科大学院特別委員会として、基本的な方向性という形で取りまとめを行うべく現在最終調整を行っているところでございます。まだ、最終形ができておりますので、本日、お配りできなくて大変恐縮でございますが、今、そういう状況にあるということでございます。

以上のような形をとりまして、この工程表上の3月のところに書かれております中央教育審議会取りまとめとされている事項については、間もなく取りまとめられるということです。

なお、今後の中央教育審議会といたしましては、先ほども御紹介したような予備試験との関係など、今後更に検討を行う事項も含めまして、本年の夏頃には法科大学院教育改善の全体像につきまして、一定の取りまとめを行うことを目指しまして、今後議論を進めさせていただく予定でございます。

報告は、以上でございます。

○大場室長 ありがとうございました。今の御説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

今日の時点では、取りまとめの書類はまだできていないようありますので、口頭での御説明ということになりましたけれども。

宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 今日は、文部科学省から資料1の御説明だけにとどまるという形ですかね。

○大場室長 今日の時点では、文部科学省からはそういう形です。また、後ほどの議題で別途御説明するところがあるかと思いますが。

御説明いただいた趣旨としましては、もう3月の末もありますし、この工程表は月ごとにあるわけで、3月末に取りまとめとあるのが、この工程表に3か所あったわけですから、その経過を御説明いただいたと、こういう趣旨であります。

よろしくございますかね。

それでは、牛尾課長、ありがとうございました。

次の議題であります、法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について御報告申し上げます。

これにつきましては、昨年11月12日の第3回顧問会議におきまして、推進室から資料2-3、通しページ番号7の公的支援の更なる見直しに関する文部科学省の基準を踏まえて、資料2-2、通しページ番号5でありますけれども、そのとおり、教育派遣見直しの方策の案をお示しして、顧問の皆様の御了承をいただいておるところであります。

今般、御了承いただいた案を資料2-1、通しページ番号3のようにまとめております。

これを次回の法曹養成制度改革推進会議に上げまして、推進会議で御決定いただくことを予定しているところであります。

その次回の推進会議でありますけれども、まだ、日程は決まっておりませんけれども、4月中にお願いしたいと考えているところであります。

この点につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 この資料2-1は、次回の推進会議で席上に出される書面ということですか。

○大塙室長 そうですね、資料2-1です。

○吉戒顧問 内容の実質は問題ないと思います。ただ、第2パラグラフのところで、単なるワーディングの問題でありますけれども、「次のいずれかの基準を満たした法科大学院に対しては、・・・教員の派遣をしないこととする」と書いてあるのですけれども、基準を満たして、何かをしないというのは、日本語としてちょっと違和感を感じるので。普通は、「何々を満たしたら、何々をする」という積極的な法律効果が出るようにするはずなので、「何々を満たしたら、何々をしない」というのは違和感を覚えます。

○松本副室長 この決定のミッションとしましては、派遣をしないという結論について、どういうロースクールに対して派遣をしないのかというところでございます。

○吉戒顧問 単に「次のいずれかに該当する法科大学院に対しては」でいいのではないですか。基準を満たして、何かしないというのは、表現として多分おかしいと思います。

○松本副室長 ちょっと検討させてください。

○大塙室長 宮崎顧問。

○宮崎顧問 資料2-1の方針に基づいて、具体的には教員派遣とか、公的支援の見直しをするということで承ったのですが、資料2-2の次年度の教員派遣をしないという、これは、大体規模感としてはどの程度の数の教員が引き揚げられるというようになるのでしょうか。お答えできる範囲で結構ですから、教えていただければと思います。

○松本副室長 ありがとうございます。実際の対象校は、あくまでも平成26年度の実績を踏まえてということになりますが、推進室におきまして、平成25年度の実績につきまして、公表されているデータに基づきましてシミュレーションをいたしましたところ、平成25年度に検察官を派遣している法科大学院は44校ございますが、このうち人的支援見直しの対象に該当するのは15校程度であると見ております。

さらに、平成25年度に裁判官を派遣しております法科大学院は56校ございますところ、同じく見直しの対象に該当するのは20校程度と見ていくところでございます。

以上でございます。

○宮崎顧問 それから、資料2-3は、今後どうなるのでしょうか。

○松本副室長 資料2-3は、正に資料2-2として類型化している、その公的支援の見直しの強化策についての資料という位置付けでございます。

○宮崎顧問 資料2-2の説明資料になるわけですね。

○松本副室長 ということになります。

○宮崎顧問 はい、結構です。

○大塙室長 山根顧問、お願ひします。

○山根顧問 この見直しということで、報道などでは、続々ロースクール撤退というふうに聞こえてきていますが、実際どういう状況なのかなということをちょっと心配に思っています。整理・統合等が必要だということ、厳しい措置も辞さずにということは、この会議でも話し合われて、そのとおりと理解をしているのですけれども、やはり、地方において必要なロースクールというのもあるということで、そこには丁寧な配慮をするということも共有されたことだと思っておりますので、やはり、地方で必要性の高い学校がなくなってしまうということは避ける必要がありますし、まずは在籍中の学生への手当というか、配慮であったり、これから志望しようと思っている人たちへの不安が解消されるような、そういう手立てをお願いしたいと思います。

いろいろやり方によっては、その他の力のある学校が何か支援をするであるとか、名前や形を変えてもいろいろ残すような方法もあると聞いておりますし、個別に丁寧に検討して、また、その検討の状況や結果等は、きちんと情報提供をして理解を得るような努力もお願いしたいと思っています。

○松本副室長 ありがとうございます。私から、取りあえず御説明申し上げますと、資料の2-3を御覧いただければと思いますが、公的支援の見直しに当たりましての基準につきまして、司法試験の合格率だけではなくて、主な指標のところにございますように、例えば③でございます法学系以外の課程出身者等の受け入れとか、あるいは、山根顧問御指摘の地域配置とか夜間開講状況等、これらが加点の事情として考慮されるというふうに配慮がなされているものと承っております。

さらに、この裏面を御覧いただければと思いますが、第1から第3に分けまして、第3類型というのは、最も課題が多いロースクールということになるわけでございますが、こちらにつきましては、連合という形で、撤退というよりも連合を促すというような取組あるいは第2類型につきましても、連合、連携というような形で対応を図ろうとされていると承知しています。

以上でございます。

○山根顧問 ありがとうございます。

○大塙室長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 それでは、文部科学省の方にお尋ねですが、時々新聞で連携、連合という報道を一部法科大学院で出ていますけれども、その動きについてはどのようにお考えなのでしょうか。あるいは、その動きは進展しているのでしょうか、なかなか難しいところがあるのでしょうか。

○大塙室長 それでは、文部科学省の牛尾課長、もう一度よろしくお願ひします。

○牛尾課長 御質問ありがとうございました。

現在、昨年11月に方針を発表させていただきましたので、それをにらみながら各大学で様々な検討をしていただいているというのが現状でございます。事前の内々の相談という形では、私どもにもいろんな大学から、いろんな形の御相談をいただいておりますが、まだ、法科大学院レベルの検討であったり、大学全体の検討には至っていないとか、状況は様々でございますので、ちょっと現段階でなかなか具体的な内容は申し上げにくいのですが、いずれにせよ、今年の秋に、先ほど御説明もございました公的支援の見直しの、特に加算のプログラムについて、どういうものを国として支援していくかというような審査をする予定にしておりますので、それに至る過程で、いろいろな御相談もいただきながら、その審査の結果が出る時点では、公になる形で、今後どういう形の姿が展開されるのかということが見えてくるという状況にあるということでございます。

○大塙室長 よろしいでしょうか。それでは、法科大学院に対する裁判官、検察官等の教員派遣の関係については、これでよろしいですか。

(一同了承)

○大塙室長 次の議題に入りたいと思います。

次の議題は、司法修習についてであります。前回の顧問会議で簡単に御報告をいたしましたとおり、本年1月24日に日本弁護士連合会から司法修習生に対する経済的支援の案の御提出があったところであります。

そこで、今日はまず日本弁護士連合会から案の内容について御説明いただきます。続きまして、司法修習の在り方に関する協議の状況につきまして、推進室から御説明申し上げます。

それでは、日本弁護士連合会の鈴木事務次長、よろしくお願ひいたします。

○鈴木事務次長 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

本年1月に推進室の方から、司法修習生に対する経済的支援案の提出をお願いしますという文書をいただきまして、回答を出させていただいております。資料3-3、通しページで13ページ以下になります。

この回答書の要点は、13ページ目の下の方「第1 具体的な案」にあるとおり、修習の規定の整備、それから、給付型支援の創設の2点にございます。

この2点をつなぐ中心は、司法修習の充実という観点でございます。ポイントは、司法修習生が主体的により深く実務に関わるということでございます。そのような充実化を法

的な位置付けと経済的支援との両面から支えることが重要と考えております。

法的な位置付けの必要性については、15ページ「2 修習に関する規定の整備」の項目で述べております。

実務修習では、当事者のプライバシーや人権に関わる具体的な事件の現場で、指導担当者の監督の下、法律事務の一部を取り扱っております。

修習生の関わりを国民にきちんと説明できることを前提に、修習における指導目標を効果的に達成できるようにするには、研修のためという制約下において、法律事務を取り扱うことを法令で明記すべきと考えております。このことは、るべき司法修習を目指すための基礎、基本と考えます。

このような司法修習という行為の中身から司法修習生の地位、身分を基礎付ける規定が整備されていないため、司法修習生の待遇が空疎になっているものと考えております。

16ページの最後の段落にあるように、修習に専念する環境を確保し、修習先の開拓を円滑に行うためにも、司法修習生の地位、身分を明らかにし、それにふさわしい待遇を定めることが重要と考えます。

続いて、17ページ「3 修習手当（給付型）の創設」について述べております。給費制復活を目指す日本弁護士連合会の立場は変わりませんけれども、現在の検討体制や議論状況の中での具体的な提案としての位置付けで述べてございます。

当座の生活資金が賄われても全部が借金ということでは、安心して修習に打ち込めないと思います。負担の不均衡もございます。修習において避けられない出費まで全て自己負担とするというのは、次代の司法を担うべき人たちの士気をくじくことにもなりかねません。将来に向けて人材確保を図るためにも、法曹養成制度にかける国からのメッセージの発信が求められていると思います。

18ページの③で触れておりますが、臨床研修医の制度は、臨床研修の意義を法的にきちんと位置付け、経済的支援の制度を通じて研修に専念できる給与水準を確保しております。

るべき司法修習と、それにふさわしい経済的支援の目指すべき在り方として参考になるものと考えます。

百かゼロかではなく、修習に従事するために避けられない出費のレベルでは、自己負担とせず、給付型の支援を組み合わせられないかというのが、今回の御提案の問題意識です。

まず、修習場所に毎日行かなければならない、修習に従事するための最低限の心身の状態を整えなければならない、書籍も備えておかなければならないなど、修習に従事するためには避けられない費目は様々であると考えられます。

他方、それらの支出状況に照らして、修習への専念を確保するために、どの程度の水準であれば、必要かつ十分であるかを検討することが必要と考えます。

19ページの「⑤まとめ」のところであるように、給付型支援と対応型支援との混合の制度を作るということで、修習への専念を確保するに足りる支援の実現を目指していくと

いう進め方で、まずは早急に制度改正に着手することをお願いしたいと思っております。

制度の検討中にも、修習は日々行われております。そこで、当面の応急措置として、旅費法の運用等によって、どこまでカバーできるかの検討も重要であります。

現在、日本弁護士連合会と最高裁判所において、その点の検討作業も行っているところでございます。ある程度のまとまりができた段階で、改めて御報告申し上げる機会があるかと思っております。

以上でございます。

○大塙室長 ありがとうございました。

それでは、推進室の方から説明いたします。

○松本副室長 御説明申し上げます。資料3-1、通し番号で言いますと、9ページを御覧ください。チャートのような図でございます。

推進室におきましては、昨年の9月の発足以来、司法修習生に対する経済的支援の点を含め、司法修習の在り方について検討してまいりましたが、司法修習生の地位などにつきましては、仮に何らかの改変が必要であるといたましても、司法修習の実情を把握した上のものでなければならず、この点に関する議論が先決であると認識してきたところでございます。

このような立場を前提としたとして、先ほど、鈴木次長から御説明のございました、日本弁護士連合会から1月24日に御提出をいただきました案につきまして、最高裁判所や日本弁護士連合会と協議を重ねてきてているという状況でございます。

まず、最高裁判所、日本弁護士連合会、推進室の三者で、経済的支援に関する協議の場を、この案の提出を受ける前も含めまして、1月17日、1月31日、2月7日、2月20日、3月24日の計5回、これまで設けているところでございます。

この場では、司法修習の実情や充実方策についての議論の場や在り方の確認ですか、日本弁護士連合会における具体的な経済支援案の検討状況の確認などをしておりますところでございます。

また、日本弁護士連合会と推進室、更には最高裁判所と推進室の個別の協議の場も設けておりまし、最高裁判所と日本弁護士連合会の協議の場も設けられていると承知しております。

推進室で把握をしております限りでは、本日まで、最高裁判所と日本弁護士連合会の協議の場というのも既に4回開かれたと認識しているところでございます。

さらに、最高裁判所におかれましては、3月18日に司法修習委員会にワーキンググループⅡというものを新たに設けられまして、ここで司法修習の実情を踏まえた充実策の検討を行っていると聞いているところでございます。

以上でございます。

○大塙室長 ただいまの御説明につきまして、御質問も併せて納谷座長に進行をお願いしたいと思います。

○納谷座長 経済的な問題については、いろいろ議論があると思いますが、今の御説明を受けて、まず、何か御意見等がありましたら、どうぞ。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 日本弁護士連合会の資料に対して若干御質問させていただきたいのですが、いわゆる研修医に準じてというくだりが何回か出てくるのですが、研修医は、明らかに医師であり、国家試験に合格して医師の資格を持って医療行為ができる。それと、いわゆる二回試験前の修習生とを同じように考えるべきかと、若干疑問がございます。そこは、どうしてこのような御議論をされているかということをもう少し分かりやすく説明していただきたい。

もう一点、そもそも最初の話ですが、13ページ目を見ますと、要は給費制復活というのは、まだ、立場としては押すつもりはない、ただ、今回、具体的、現実的な要望ということで、いろいろ書かれておりますけれども、本当に具体的に、現実的な要望とされているのは、一番終わりの方に出てくる応急的な手当ということで、19ページ以下の話だという理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木事務次長 2点御質問いただきました。

まず、1点目でございますけれども、研修医との関係でございます。司法修習生は、おっしゃるように、そういう意味ではまだ法律家ではない、二回試験の前ということではございますけれども、司法修習は、基本的に、ほぼ100%、九十何パーセント、法律家になる卵として実務家を養成する制度だと認識しております。

そのような修習生というものに対して、どのような修習を提供するのかと、その場合にふさわしい経済的な支援はどのようなものかと考えたときに、研修医というものが参考になるのではないかということで提案をさせていただいております。

必ずしも医師になった研修医と同じだというわけではないということは、この間、検討会議での御議論も聞いておりますし、理解はしておるつもりでございます。

しかしながら、それだからといって、修習生と研修医が違うから、そこは先ほど申し上げた百とゼロのような関係になるのかということも含めて御検討いただければという趣旨でございます。

それから、給費制の復活を目指す立場というものとの関係はどうなのかということでございます。

日本弁護士連合会は、全体として給費制の復活を目指すという立場を変えていないということは述べさせていただいておりますが、現在は、最終取りまとめの中で貸与制というものを維持しつつ、どういうものが考えられるかということで、この推進室を始め、動きがあるというふうに認識をしておりまして、その中で、修習というものがどうあるべきなのか、修習生というものがどうあるべきかという議論の中で考えられた提案ということで、今、日本弁護士連合会として出させていただいているものということでございます。

それは、地位、身分を含めた何らかの制度的なものというのが一つございますが、さら

に、その手前のところで応急の運用的な対応という部分で、先ほど申し上げました旅費法を準じたというものが使えないかということの御提案をさせていただいているというものでございます。

○納谷座長 では、宮崎顧問、お願いします。

○宮崎顧問 司法修習生に対する経済的支援については、今まで何度か御議論いただきましたし、また、修習生が大変困っているという実情についても報告をさせていただきました。また、修習生が、実務修習で、慣れない土地で修習を続けなければならないと。その上、例えば裁判所とか検察庁に行く旅費、交通費ですら全て貸与という名の借金の中から賄っているという現状も認識を共通にさせていただいたところであります。最高裁判所は窮余の一策としてアルバイトを認めることで何とかしようと思われているようでございますけれども、基本的には、これも就職難と相まって法曹志願者の激減の大きな要素になっているのではないかと思っています。

いろいろな希望はありますけれども、少なくとも実費とか、あるいは研修日当的な形を第一歩として支援をしてやっていただけないか、また、そうすることによって、志願者減を食いとめる一つの方策になるのではないかと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと、これが私の意見です。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 司法修習の在り方については、この顧問会議で去年の9月から議論しているところです。今日は経済的な支援の話ということになっていますが、去年の9月以降は、導入的修習の可否について議論したわけでして、それについては、ここでの議論を踏まえて、更に法曹三者の間で協議をされて、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を図るために、導入的な修習が早期に実施されるという見込みになっております。

また、導入的修習を踏まえて、その次の実務修習についても法曹三者の間の協議によって、分野別修習についてはガイドラインが策定されて、今後実施されると聞いております。

こういうことは、ここでの議論を一つの契機にしてできた大きな成果であっただろうと思います。そういう意味で評価されると思います。

そこで、経済的支援の話なのですけれども、一応確認したいと思いますのは、現行の貸与制、これは御承知のとおりの金額、例えば、基準的には、月額23万円が貸与されていて、返済期限は5年先ということになっていますが、これは、修習生が修習に専念するための措置として評価できるものではないかと考えております。

ただ、これを超えて、また、修習生の実情を踏まえて、何らかの配慮ができないかということにつきましては、正にこれは制度の運用上の問題として、法曹三者の間で御議論、御検討いただきたいと思っております。もっとも、運用上の措置を更に制度的なものにするとなると、これはなかなか難しい問題があろうかと思います。

先ほど、阿部顧問の方からも質問がありましたけれども、研修医に準ずるというのは、いささか無理があるだろうと思いますし、経済的支援をするがために、現在の修習生の修

習の実情について、それをよく踏まえないで、新たなものを作ろうというのは、少し無理があるのではないかと思いますので、その辺りは慎重に御検討いただきたいと思います。

○納谷座長 では、山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 私は、経済的余裕のある人でないと法曹になれないというようなイメージが定着しつつあるということには、とても危機感を持っています。ですから、国は、質の高い法曹を養成する、育てるに積極的だということを示す必要もあるのではないかと思います。

ですから、できれば、地位、身分を法的にはっきりさせて、業務の内容に合った報酬を与えるようなことで検討が進めばと思いますが、法改正には時間もかかりますでしょうし、そういう意味では、運用でできることを早く手立てとして進ませる、せめて交通費とか具体的な例が出てきますけれども、そういったことも検討を進めていただきたいと思います。

アルバイトの許可というのは、個人的には余り望ましいとは思っていません。やはり、きちんと専念をしてその先の道に進んでいただきたいと思っています。

以上です。

○納谷座長 他に御意見は。阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 19ページの応急措置ということですが、これは旅費法の弾力的な運用により、今の旅費法の規定の中で工夫次第によってできるものなのか、あるいは政令あるいは施行規則等で定める必要があるのか、どちらかでしょうか。

○小林審議官 それでは、最高裁判所の方からお答えいたします。

旅費法には、支給の要件等が定められています。例えば、日額旅費ということになりますと、基本的には出張に際して定額で旅費を支給するということになります。

ただ、例えば、分野別実務修習において、それぞれの裁判所、弁護士事務所、検察庁等で修習するということが出張に当たるとみると、解釈上かなり難しいのではないかと、理解しております。

○納谷座長 ありがとうございました。

宮崎顧問、よろしくお願いします。

○宮崎顧問 裁判所に日常通ったりとか、検察庁に日常通ったりとか、あるいは実務修習のために、いろんな修習先に出かけるというのは、旅費法の適用外だという前提で切り分けがなされていると、こういうことですかね。

○小林審議官 お答えいたします。一般的にいわれる通勤手当に対応するものかと思いますが、これは、通勤手当ということで給与の枠組みの中で出ております。そういう意味で言いますと、旅費法の枠組みとは別の枠組みでございまして、そういう意味では、仕切りとしては別という形になると理解しております。

○納谷座長 もう一つ、通勤以外に何か業務で出かけるとき、出張の関係みたいな質問のように聞こえたのだけれども、業務で行ったときは、それは、また別の話。

○小林審議官 例えは、検証とかに一緒に来なさいという形で、通常修習する先とは別のところに行くような場合、これは旅費法の枠組内の話になってくるということになろうかと思います。

○納谷座長 それから、集合研修だとか、そういうところに出かけるのも当然、お金は出るわけですね。

○小林審議官 移動に要する旅費は出ます。

○納谷座長 旅費として出張の扱いの範疇に入ってくるのではないかと。

○小林審議官 はい。

○宮崎顧問 貸与制のもとでは、給与と見なされるものは全部支給しないで貸与にすると、したがって、通勤手当も給与法の中だから貸与の対象だと、したがって、通勤手当を含んで23万円は決まっているのだと、こういうお答えだろうとは思いますけれども、通勤実費は人によって随分違いますし、実費支弁的な要素は極めて強いですから、そのあたり、旅費法の運用で幾らでも工夫ができるのではないかというのが、日本弁護士連合会の立場からの、阿部さんに対する御回答ということになると思います。

○納谷座長 この問題は、いずれにしても、日本弁護士連合会と最高裁判所による、実情に合わせてもう少し詰めていく作業が、今、続いていますから、その実態に合わせてどうするかということで対応していただくことになるのではないかと思います。法の建前で割り切ってしまえば、それまでですけれども、そうではなくて、貸与の金額をどうふくらませるかという問題等もあるかもしれませんし、これは、交渉ごとですから、財務省との関係であると思います。

ちょっと誤解があつてはいけないと思うのですけれども、当然、もうお分かりだと思いますけれども、23万というのは基準のところで、家族構成によってはもう少し上がる、一番上は25万ですか。

○小林審議官 最大で28万円です。

○納谷座長 28万ぐらいまで。そこら辺のことも含めて、いろいろと経済的に困難かどうかということについて、もう少し詰めていただいて、実態に合わせるようにしていただければと思っています。

法改正するためには、給費制にするのは抜本的ですけれども、これは、今のところ、すぐにはいかないと思います。

どうぞ。

○宮崎顧問 私の事務所も多くのエクスターントか、サマージョブを迎えまして、私は、その方々、年間30人ほどの方にいろいろあなたの借金は幾らですかというぶしつけな質問を、ここ数年来してきたわけですけれども、ここ最近、極端に借金の額が減っている、ということは、借金しなくてもいい人しか来なくなっている、親がお金持ちとか、そういう危惧を抱いています。かかるお金は一緒のはずなのです。少し前、給費制がなくなった頃は1,000万の借金を背負っている学生がゴロゴロいたわけですけれども、最近は極

端に減っているというのは、実感として既にお金持ちしか行けないという現状になってきているのではなかろうかと危惧しています。

○納谷座長 そこら辺のことは、最高裁判所と日本弁護士連合会の間でもう少し修習生の実態を把握して詰めていただければと思います。

ほかに御意見がなければ、次の課題に移っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大場室長 それでは、次回までにさらに関係機関との協議を進めたいと考えております。

次の議題は、法曹人口についてあります。

法曹人口につきましては、前回に引き続き御議論をお願いしたいと存じますが、その前に、前回いただいた宿題について御説明申し上げます。

○松本副室長 御説明申し上げます。

前回、納谷座長から裁判官や検察官、弁護士に新たになる人と、辞める人の対比ができるかというお問い合わせをいただきました。

また、阿部顧問からは、弁護士の有効求人倍率が算出可能かというお問い合わせをいただいたところでございます。

弁護士の関係では、後ほど、宮崎顧問から御説明をいただけるものと伺っておりますので、裁判官と検察官につきまして御説明申し上げます。

資料4-1、通しページ番号で21ページを御覧ください。棒グラフの資料でございます。

前回も少し御説明申し上げたところでございますが、裁判官は法律で、検察官は省令で、それぞれ定員というものが定まっておりまして、こちらの表のグラフで示されておりますとおり、人数が推移している状況でございます。

前回の御議論で出されました問題意識は、弁護士について、法曹人口の増大に伴って若手が登録を取り消す割合が増えているのではないかということでございましたが、裁判官や検察官につきましては、定員が定まっております以上、実員が定員と同じになるように極力配慮されているところでございます。

したがいまして、基本的には、新たな採用は定年退官等で出た欠員を補充するという形で行われるわけでございまして、その意味で、裁判官や検察官につきましては、もともとの御疑問の問題意識が必ずしも当てはまらないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 続きまして、日本弁護士連合会からの資料、資料4-2と4-3、通し番号でいきますと、23と25になりますけれども、宮崎顧問から御説明をお願いします。

○宮崎顧問 資料4-2、ページでいきますと、23ページです。

これを見ますと、このページ全体が「登録換え・弁護士登録取消し件数」という形になっているわけでありますと、この資料の真ん中の1-1-10「弁護士登録取消し件数の

事由別内訳」によりますと、年々退会、登録取消件数が増えておりまして、最近は500名台に乗ってきていると、しかも、そのほとんどの理由は、請求退会と死亡による退会、こういう形になるというのが資料23ページの資料の真ん中ぐらいに載っているところでありますと、これを棒グラフにしたものが、その下の段にあります。

その内訳でありますけれども、請求の理由で比較的多いと我々がつかんでいるのは、高齢、転職、廃業ということになるわけであります。25ページを見ていただきますと、それらの理由による登録取り消しが修習期別でどのように推移しているかということであります。

これを見ますと、下に数字が書いてありますけれども、60期台の登録数が増えるに従って、例えば2013年を見ますと、164名が60期台になっているということです。

60期代というのは、皆さん若いわけですから、死亡とか、そういうものはないと思います。一番下の10期台以前の160名の人の登録取消しの理由は死亡というのが比較的多いのだろうと思いますけれども、それより60期台の請求退会等が激増しているということであります。恐らく就職難等が絡んで、弁護士になっても、平たい言葉で言えば、食べられない、あるいは会費が払えない、そういうことによる退会者が、このうちかなりの部分を占めているのではないかと思います。

60期代というと、弁護士になって数年たつか、たたないかの人たちが、こういう形で登録取り消しを余儀なくされているということについては、遺憾な気持ちがいたします。

以上でございます。

○大場室長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 25ページの60期代の数字についてですが、この中で、国家公務員等に採用されて、弁護士登録を取り消された数は分かりますか。

○宮崎顧問 分かりません。

○松本副室長 阿部顧問からの前回の御指摘でございました、有効求人倍率的なものは、なかなか出しづらいということでおろしいのですね。

○宮崎顧問 ただ、有効倍率はかなり低いというか、常に求職が過多という状況であることは間違いないですが。

○大場室長 ほかに。吉戒顧問、お願いします。

○吉戒顧問 今の説明に関連しませんが、たしか、今日は自民党の司法制度調査会があつたのではないですか。

○松本副室長 ちょっと延びまして、今のところ、明日と来週の月曜日の2回開かれる予定だと聞いてあります。

○吉戒顧問 分かりました。

○大場室長 よろしゅうございますか。それでは、意見交換ということでお願いしたいと思いますけれども、法曹人口について、これは、結局は法科大学院の問題だとか、司法試

験あるいは予備試験の各課題とも有機的に関係している問題ではないかと思います。

議論の流れに応じまして、これらの問題点についても適宣言及していただいてよろしいのではないかと思いますので、納谷座長の進行でお願いしたいと思います。

○納谷座長 室長の方から御指摘のように、人口問題は、そこだけをとりだして議論ができるようなものではない性質のものでありますから、ある程度広げて、この問題に関連させながら関心の強いところから御意見をいただければと思っております。

どなたからでも結構ですけれども、お願ひしたいと思います。

では、阿部顧問。

○阿部顧問 毎回同じようなことを申し上げて恐縮なわけでありますが、今の段階で、減らすべきだとか、増やすべきだという発想は、私どもにはございません。ただ、今後、具体的に調査をされて、データを分析され、その中で、実際に意味のある数字が出てきたとしたら、やはり、それは議論の取りかかりだと思います。それが出るまでに、何か現状で多い、少ないという議論はなかなか難しいかなと思うのと同時に、やはりこれはある意味での資格試験なので、受験する時期によって水準が余りにも違うということは不公平かと思います。去年受けて受かった人が、今年は受からないということは、なかなか納得できないところがあります。

そういう意味では、少し現状で様子を見ながらデータ等の分析がきちんとできるのを待つしかないのかなというつもりであります。

○納谷座長 ほかに、御意見があれば。吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 これは、従来からここで議論されているし、紹介されていることですけれども、弁護士の未登録者数の増加とか、あるいは即独、ノキ弁とかいうような、本来、余り望ましくないような形での就職状況、それから、全体的に民事、刑事の事件が減少傾向にあるということからすると、今ままの2,000人を毎年養成していくというのはいいのかなという感じはするのです。するのですけれども、ただ、我々としては、やはり先の司法制度改革審議会の意見書の数字が実証データのないものだったということが分かった現在では、やはり前回御紹介されたような形で、平成26年度に所要の調査をして、その上で数字について議論するのが相当ではないかと思っておりますので、そういうふうな進め方でよろしいのではないかと思います。

○納谷座長 では、宮崎顧問の方から、どうぞ。

○宮崎顧問 先ほど司法試験の出願状況について数字をいただきましたけれども、昨年から比べて、やはり1割減っているわけですね。先ほど阿部顧問が水準と同じにするというなら、今年の司法試験合格者は、よっぽど教育改善効果がなければ、出願者数に比例して1割減るというのが普通だと思うのです。

出願者がずんずん減ってきているのに、今迄、比例した合格者減がなされていなかった。私から言うと、やや無理に合格者数を維持してきたというところが、弊害が多く現れる理由になった。質の問題も含め、やはり、無理に維持しているという点がどうしても目に見

えるということあります。

もう一点、我々は、この10年来、司法制度改革審議会から法曹人口拡大の政策を受け入れてきました。

先ほど司法制度改革審議会がデータもなく3,000人と決めたからいろいろな問題が生じてきたのだということですが、いまや、我々は10年も経って、データは十分にある。様々な弊害は枚挙にいとまがないにもかかわらず、何らかのメッセージも出さないという、今度は遅すぎる改革ということがむしろ問題だと思うのです。データは十分ありますし、調査を待ってみても、将来的にはともかく、職業的に成り立つようなニーズが今、ものすごくありますよというような調査結果が出てくるわけもないわけでありまして、一定の幅の中での予測は今でもある程度可能です。その調査の間、これを放置するということの方が極めて危険だ、一刻の猶予もできない状況ではないかと思っているわけであります。

一方、法曹人口だけの議論は避けた方がよいという点は我々もそう考えています。これだけ志願者が減り、これだけ法曹を目指す人が減ってくる、これは、様々な要因があります。もちろん、給費制の問題もあるでしょうし、就職難の問題もあるでしょう。これらを一挙逆転して、法曹を目指す有為な若者が増えるための改革をどうすべきか、ということですから、パッケージ的な、あるいはトータル的な視点で養成制度を見直さなければならない。そのため、我々は法科大学院の統廃合、そして、法科大学院の実質的な定員の大幅削減、さらに予備試験の改革、こういうものを相まって、法曹志願者の増える施策をやらなければならぬと思っております。

日本弁護士連合会は、法曹人口について1,500人ということを言っておりまし、私は、それがあるべき数字とかけ離れた数字だと思いませんけれども、改革は一刻の猶予もできません。

1年経てば、もっと弊害はひどくなる。今年予備試験の合格者が何人出るのか分かりませんけれども、これを二度と元に戻すということはできないと思うのです。それだけの多くの若者が参加している現状を放置して、この調査で1年、2年待って、それから検討して3年経つというようなことは許されないと私は思います。人口につきましても、我々は本来1,500人ぐらいかなと思いますけれども、もう少し緩やかなトーンででも良いから、いろんな改革と相まってパッケージとしての法曹養成制度の改革が緊急に合意でき、この場で提言できればうれしいなと思っています。

○納谷座長 総合的なパッケージとして評価した上で、この人口論を行うべきだと思います。3000人と定める基礎データも無かったという指摘もありますが、意見書では司法改革をどうすべきか、という基本視点があった。あそこに出ている改革項目のうち、どの程度実現していたかということも、本当は評価しなければいけないのでないのではないか。そのための総人口がどのくらい必要かということについて、具体的に支えるデータが出ていなかったことは確かなのだけれども。ただ、先ほど私、質問はしませんでしたけれども、裁判官や検察官の定員については確かに法令等で決まっている。しかし、それで本当に司法改

革ができたのか、できなかったのかは、これはまた、別の問題なのですね。そういうような問題も含めて、いろんなことがどの程度まで法曹人口として必要なのかということも考えなければならない。

もう一方は、これは後で質問を受けますけれども、私の考えを整理する意味でお話しします。社会的なニーズ状況が10年前と比して、異なっている。今、ようやく3つの職域につきニーズの調査・検討をする分科会が立ち上がっています。消費者の問題とか、いろいろな分野で成果が少しずつ出ていますが、このところを、どういう具合に評価するか。もっと一番大切なことは、今、法科大学院が、いわば外科手術的な改革をしようとしているので、その成果がどんな形に出てくるかということの見定めもある程度必要ではないか。ここ1、2年ですぐに成果が出るか否かは、ちょっと分かりません。けれども、私たちの任期は来年の7月までですから、できるだけ早いうちに、見通しをつけるように努力はしなければならないと思っております。そういう意味で、議論を少しずつ寄せていくよう導いていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと、このように思っております。

どうぞ。

○宮崎顧問 今、納谷座長のおっしゃった司法制度改革はどう進んだかとか、あるいはニーズの拡大、どう推移しているかというのは、私は、中・長期的なスパンでは十分考慮していくべきだし、それから、将来について、司法制度改革がもたらしたもののは議論をして、大きい司法を目指すという点について、別段私は異論があるわけではありません。

だけれども、この1、2年、どうするかということの議論をしなければ、予備試験合格者が1,000人になってから予備試験合格者を制限しましょう、などということはできないわけであります。今年の予備試験合格をどうするのかも含めて、やはり今年どうする、来年どうするというせっぱ詰まったところに来ているのだと、そこを我々は、今ここで議論しなければならないのだということを申し上げているということです。

○納谷座長 私は、基本的に、宮崎顧問と同意見です。

ただ、これから若者が法曹を目指すための夢を語るときに、こういう広がりもあるということも一方で押さえておいて、議論をしていかないと思ったので、ちょっとそっちの方にいってしまった。そっちだけ強く聞こえたと思いますので、そういう点を理解していただければありがたいと思います。予備試験についても、早く手を入れなければならないことも、私も危機感を強く有しておりますので、そういう方向で議論を進めたいと思います。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 今までの全体的な評価も必要ですし、この法曹人口調査の結果も見る必要はありますが、でも、やはりこのまま今、様子を見るだけでいいとは思えなくて、それだとやはり問題の先送りとなってしまって、この顧問会議として何らかの方向性は示す必要があると思っています。

それで、いろいろな問題点を現実的に踏まえれば、当面、私は人数を減らす方針を打ち

出すしかないと思います。

ただ、この先、弁護士等が減ることに賛成していることでは全くなくて、逆にもっと全国の各地で弁護士がもっともっと市民の身近にあって、助けとなる貢献をしてほしいと思っていますし、本当に増え続ける消費者被害や高齢者に関する問題等に、もっともっと向き合っていただいてほしいと思います。まだまだ弁護士の活躍の場は、いっぱいありますし、ニーズも多いと思っているのですが、やはり現状として、そのあたりよい広がりとなつていいわけで、望ましい展開のためには、ここで一度きちんと立ちどまって、まず、そういった広がりができるための基盤づくりのようなものを、受け入れ体制というのか、そういうものを設計する、広げていくのが先に必要だろうと強く思います。

そういう展開と併せて、また、将来無理のない形で増やしていくことを目指すと、そういうスケジュールを立てることを望んでいます。

ここで顧問会議としても何も打ち出せないということであると、何のための会議かという非難も受けることになると思いますし、やはり国民市民のために進めていくという視点を打ち出すべきだと思っています。

○納谷座長 ほかにありませんでしょうか。検討しなければいけないことは、予備試験のことも含めて、緊急にどうするかという課題はいろいろあると思いますけれども。

どうぞ。

○吉戒顧問 方向性を出したいというお気持ちは、理解はできるのですけれども、ただ、ここで打ち出したことについては、我々はここで社会実験をするわけにはいかないので、どういう影響があるかということを考えなければいけないと思うのです。

これから、法科大学院に進学しよう、あるいは受験しようという学生にどういう影響を与えるかということです。ここで減少させるということを打ち出す、つまり、既存のデータはあるとおっしゃるけれども、この組織として作ったデータではないので、そういう状況の中で減少という方向性を出していいものかどうか疑問なのですけれども、どうなのでしょうか。

○納谷座長 スタート時において、法科大学院での教育だけを考えて、いわば見切り発車したと思います。しかし今、試験の在り方、修習の在り方など、ようやく横軸を通して、法曹養成の在り方ということが、ここで問題提起されている。このような中で、一つの暗い方の面としては、人口が多過ぎるのではないか、受かった数が多過ぎて悪い影響を与えているのではないかなどの意見はあるのですけれども、それだけなのか。例えば、質が落ちているとも言われていますが、本当に質が落ちているのか。このことについて、どういうふうにして検証するかという点でも、いろいろ難しい問題がある。いずれにしても、ロースクールの方に主力を置いて法曹養成を考えていかないと、若者が集まってこないのではないか。総合的にという言葉を、私は言っているのですけれども、合格者の人数が少なくなれば、だんだん法曹を目指す若者が少なくなりますね。そういう影響、これは一般的な過去の経験で言っているだけのことですが、あり得る。若者に対するメッセージをどう

いう形で出すかということが、ここであわせて考えていかなければならぬのではないかと思っています。さっきから暗い方ばかりに集中していますが、もう少し若者に勇気（希望）を与えるメッセージをつくり上げた方がいいかなと思います。何かありませんか。

○宮崎顧問 私は人口減だけを打ち出すということについて、必ずしも賛成をしているわけではありません。人口が全ての制度設計の根幹でありますから、人口論抜きの制度設計はないのだけれども、一方人口だけの発信は、緊急避難としてはあり得るかもしれません。できれば、それを避けた方がいいだろうと思っていますから、法科大学院を大幅に統廃合の上、入学者を大幅に削って、法科大学院に入れば司法試験に通るのだ、そして、予備試験もそういう意味で本来の在り方に戻すのだ、こういういわゆる制度全体の設計を示すことが極めて重要だという具合に申し上げているわけであります。

吉戒顧問の発言に反論するようですがれども、どんなに調査結果が出ても、改革には全て社会実験の要素はあると思います。社会実験的要素のない制度改革というはあり得ない、制度改革をするときは、やはり細心の注意を払ってするけれども、一旦やってみて良くなければ、またやり直す、やり直すことを恐れてずっと手をつけないと、事態はどんどん悪くなる。むしろ何もやらない社会実験の方が問題ではないかと思っているところです。

○納谷座長 吉戒顧問も、そういうつもりで言っているとは思えないけれども、どうぞ。

○吉戒顧問 申し上げたいのは、社会的な納得を得るために客観的な実証データが必要でしょうということを言っているわけでして、そのデータに基づいて出されるような方向であれば、私も賛同したいと思います。

ただ、今の時点で、つまり今年の司法試験から、あるいは予備試験から減らすというメッセージを出すのは、それはどうなのでしょうかということを言っているわけなのです。

○納谷座長 問題意識は、表現の仕方はともかくとして、ある程度共通なところにたどりつつあると思います。もう少し御意見があれば、どうぞ。

○阿部顧問 別に宮崎顧間に反論するつもりはないのですけれども、各地域の弁護士会から要請書というものがしきりに届いておりまして、それを見ますと、いろいろなことが書いてありますけれども、弁護士が増えて、収入が減って、事務所が維持できないみたいな話は結構多いのです。それは、我々としては知ったことかというつもりであります。数が増えて、需給が緩んで、価格が下がったから調整すべきという話は、ほかの分野ではあり得ないことだと思います。

法曹を産業に例えるつもりはありませんけれども、産業であれば、新規参入があるほど、その産業の勢いは増すわけでありまして、参入を制限して栄えた産業というのは、私が知る限り、世界的にはないはずなのです。

そうすると、弁護士会の意見としては、決して、そういうことではないと思うのであります。どうも地域会のおっしゃることは、要は、これ以上増やされたらまらないという、極めて端的なお話が多いので、そこだけは懸念しております。

○納谷座長 宮崎さんも答えにくいとは思いますけれども。私のところにもあちこちから来ており、日本弁護士連合会が一つにまとまってくれないと、収拾がつかなくなる。このことは避けたいと思います。今、阿部顧問が言ったようなことも受けとめ方としては、十分あり得ることですので、お互いに気をつけて、そこは取り扱い方を考えていきたいと思っております。それは、それで一つのこととして、一応、今の段階では受けとめていただければと思っております。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 やはりでも、急激に人数を増やし過ぎたことによって、いろいろな問題が今起きている、なかなか解決できない状態にあるということは確かだと思いますので、今年からすぐに大幅に人数を減らせとか、そういう方向にはすぐに出せないとしても、このままよいとか、逆にふやす方向だということではないメッセージは共有したものを何かあらわす必要はあると、私は思っています。

本当は、このロースクールのスタート時に受入体制というか整備を各地で、活躍できるような場の設計等々が同時に進むべきだったのができなかつたのがとても残念だし、そこに反省は必要だと思いますが、ただ、今、現状を考えて、もう少し様子を見ましょうでは、ますます司法制度に信頼もなくなるし、若者についても何か就職できない、お金がかかるというイメージをますますふくらませるだけではないかなと思います。

○納谷座長 有田顧問。今日は余り発言がなかったので、催促するわけではありませんけれども。

○有田顧問 私は、現状のままの人員でいいとは思っていません。減らすということが、これまで提示された種々の条件や、いろいろな話を聞く限りにおいて、適切かなと思っています。

各顧問の意見をまとめた上で、顧問会議として発信するのがいいのか、控えるべきか問題があります。

なかなか難しい問題であり、直ちに結論を出し難いと思います。

○納谷座長 いずれにしても、何回も、かついろいろなことをやって、ここに再び戻ってくることに多分なるだろうとは思いますけれども、調査の方も速度を上げてやっていただいて、途中経過でも結構ですから、報告をいただきたいと思います。どうぞ。

○宮崎顧問 先ほどの地方会からの要請はともかく、士業のニーズと人口との関係は、どこの職域でも悩んでいる問題だと思うのです。何も弁護士会とか、あるいは司法界だけではなくて、例えば、医師の場合はどうか、やはり医学部の定員というのは、たしかあれは閣議で決めているのではなかったかと思いますが、増員についても、年間10人増やすとか、非常に慎重に決めていますし、また、公認会計士の世界でもニーズの面から大幅削減をして、これは壮大な社会実験といえますが、これをどう評価するかというのは、また、両論あるところだと思います。

そういう意味で、現場の実証的なデータによって、どこの世界でもいろいろ考えること

でもありますから、食えないからどうのこうのという議論ではなく、慎重にクールな目で人口とニーズはどうあるべきかということを見ていただければと思います。

○松本副室長 調査の関係で、予定につきまして、若干補足をして御説明申し上げます。

来年度、正に調査というものを実施するわけでございますが、既存の既に活用できるというデータというのもございますので、それらのデータについての分析等は並行して進めるということでございます。

広範囲のアンケート調査等々を予定しているというのは、確かに前回御説明したところでございますが、そういう結果も含めまして、まずは、調査結果というものを受けとめた上で、今度は、その調査結果を踏まえた提言というものを推進室で用意をする必要がございます。

最終的なリミットは、推進室の設置期限の来年の7月ということでございますが、当然、その取りまとめに当たりましては、この顧問会議で、我々の方向性について御紹介をし、御意見をいただくというプロセスは当然考えております。

さらに、御指摘がございました、その調査の過程におきましても、適宜その状況については御報告させていただければと思っております。

○納谷座長 座長としては、この夏休み前ぐらいまでに、ロースクール側の改革をも横に睨みながら、予備試験の問題とか、そういう幾つかの問題について、太いところが見えるような形で見通し（方向性）が出てきて、今の人口論について、どういう具合に寄せていくかの議論ができれば、いいなと思っています。

要するに、改革の方向は、どのような形で具体的に進むかということが、もう少し見えるようにはしたい。私もちょっと発言しづらいところはあるのですけれども、やはりそういうことも踏まえてやっていきたいと思っています。

例えば、司法修習生受入れについて、やり方を考えれば2,000人までは受け入れる環境を整えることができるとか、いろいろ横のつながりの中で、解決策が出てきております。ここの顧問会議で総合的に評価できるような時期に少しずつ入ってきていると思います。私自身は、そんなに人口論を避けて通ろうとは思っておりませんけれども、しかし、意見を言うためには、もうちょっと他の改革状況を確認したいなと思っています。皆さんにも、そんな形で進めさせていただければと願っております。何も人口論を先へ送るということではありません。

どうぞ。

○宮崎顧問 意見を来年の調査を待ってやるというのは、我々から見たら先送り論なのです。そうしてはいけないということを申し上げているということを申し上げたい。それでは間に合わなくなりますよということを申し上げているのだけれども、それを先送りされるとのことでは、我々の顧問会議というのは、何の意味もなかった、何の制度提言もできなかつたということになる。やはり全ての出発点が、人口の問題ですから、そう思います。

○大塙室長 皆さん、いろいろなお考えがあるので、一つにまとまるということではないと思うのですけれども、1点だけ確認しておきたいのは、今、宮崎顧問がおっしゃったように、調査を待ってではなくて、もっと早く何かメッセージを出すべきだというお考えもありますし、ほかの顧問の方のように、調査を得て、その根拠をもって何かを出すべきだという方もいらっしゃるわけです。とりわけ宮崎顧問にちょっとお聞きしたいのですけれども、間に合わないというのが、具体的にどういうふうにして、今出さないと、何が間に合わないのかというのをもう少し具体的に言っていただけませんでしょうか。

○宮崎顧問 予備試験の合格者というものについては、年々実績が積み重なっていきます。恐らく、多くの志願者が予備試験に集中するということになろうかと思います。

予備試験に多くの志願者がずっと集まる状況が、年年歳歳ひどくなる。法科大学院を頼らないで予備試験に集中する。そして、予備試験の合格者が増えるという形に当然なってくるでしょう。志願者が集中するわけですから。そうすると、法科大学院は、予備試験に通らなかつた人の集まりという結果になる。これが年々拡大していくだろう。

そうなると、後から人が集中している予備試験を抑制することは極めて難しくなるという具合に思っているわけであります。

法科大学院に重きを置かなければ、それはそれでいいのだろうということになるわけですけれども、法科大学院を法曹養成の中核と考えるならば、一刻も早く手を打たなければならぬ、という趣旨です。

○大塙室長 法科大学院の問題だとか、あるいは予備試験の問題だとか、セットで考えるべきだというようなことも先ほどおっしゃいましたけれども、だとすると、先にその人数について話をして、その後に予備とかロースクールの問題を考えることになってしまふのですか。正にセットで考へるのであれば、セットで考えていくことであつて、メッセージを出すのが今であるということにはつながらないのではないかと思うのですけれども、いかがでしようか。

○宮崎顧問 司法試験合格者数は、全ての制度設計の前提ですから、司法試験合格者を何人と考えるのかということによって、法科大学院の統廃合だとか、合格率だとか、修習を含め将来の制度の在り方の骨格が決まってくる。司法試験合格者が何人か分からぬときに、法科大学院の大幅な統廃合といつても、法科大学院に対する説得力はないと思いますよ。

それとともに、合格者に触らないということは、志願者が減るのに比例して減らしていくということなのか、志願者がどれだけ減っても2,000人ということなのか、何のメッセージも出さない、全て法務省の司法試験管理委員会のさじ加減ということになるのでしょうかが、明確なメッセージを出さない限り、いつまでたっても就職難だとか、オン・ザ・ジョブ・トレーニングは受けられない、そういう悪いイメージを回復できませんし、志願者減に歯止めはかかるない。志願者減に歯止めをかけるためにも、せめて合格者数の抑制は早急に明確なメッセージとして打つべきだと思っています。

○大塙室長 宮崎顧問のお考えとして承っておきます。

○松本副室長 済みません、ちょっと調査の絡みで何点か確認をさせてください。

先ほど、宮崎顧問からの御指摘あるいはこれまでの間の御指摘もそうですが、例えば、弁護士の一括登録時の未登録者の数が増えていっているというような現状とか、あるいは今日も話で出ておりましたけれども、特に弁護士につきましては、OJT、即独、ノキ弁とか言われている人たちが増えている状況におきまして、OJTというのはなかなか困難な状況にある。その辺は問題状況だというのは、恐らく皆さん共通認識にあるのかなと思っております。

我々、初期の頃に法曹人口調査の視点という形で、要素を5つぐらいお示しして、その中に質の確保というようなところで、そういうところも一つの調査の視点という形で御説明申し上げたのですが、それは、そういう理解でよろしいのですね。

かつ、例えば、今日も出ておりましたが、質の確保とかとも絡むのですけれども、正にロースクール、今日文部科学省からも御説明がございましたが、そのロースクールでの教育の質を改善するための組織見直しというものは、正に今、進んでいるのだと、だからどうなのだと、人口にどう結びつけるのかというのと別としまして、合格者数等々に周囲の状況として、そういう課題に、今、取り組まれている状況にある。

あるいは、司法修習につきましても、導入修習とか、あるいは今日修習ワーキングのお話を御説明しましたけれども、実務修習をより実効あるものにするための取組が、今、正に始まろうとしているのだ、始まっているのだという状況にあるというのは、恐らく共通認識ではないのかなと思いまして、調査につきましても、そういうところをベースといたしまして、また、顧問会議の皆様方の御意見を踏まえて、いろいろと対応させていただきたいと思っております。

○納谷座長 吉戒顧問。

○吉戒顧問 法曹人口の在り方について方向性を出すかどうかが、今議論になっていますけれども、私がお聞きしている限りは、少なくとも共通項としては、現行の規模のままで養成していいのかどうかについては大きな懸念があるというのは、我々の共通認識といえるのではないでしょうか。ただ、それを一步踏み越えて、今年の司法試験からあるいは予備試験から、数は出さないにしても減少という方向を打ち出すというのは、ちょっとどうでしょうかというのが、私の意見なのです。そこを出したいというお考えもあるようですが、共通項のところで、まず、とりあえず認識を共有したらどうかと思います。

○納谷座長 これから、ここら辺をベースに考慮しながら議論を積み上げていくために、共通的なもの（事実認識、考え方など）を、ペーパーとしてまとめてみたいと思っております。

どうぞ。

○宮崎顧問 個別の論点について、これは進んでいるとか、これは認識が高まったねというのはいいのですが、何のために法曹養成制度改革をやっているかというと、激減してい

る志願者をいかに歯どめをするか、いかに増やすかという視点が抜けてはならないし、様々な諸改革のときにも、その視点からどうするのだということがトータルの絵として描けるように、もし、取りまとめをしていただけるならば、それで志願者が増えるのかということであります。前期修習の改善はいいことですけれども、別にそれで志願者が増えるわけでも何でもないわけでありまして、志願者を増やすためにどうするのか、そのためには法科大学院はどうあるべきか、予備試験はどうあるべきか、給費制と言わないけれども、経済的支援をどうするのか、別段、意見の対立は対立でいいのだけれども、その問題があるということの共通視点が必要なのではないかということを言いたいだけです。

○納谷座長 そうですね、できるかできないか、分かりませんけれども。

○松本副室長 1点だけ申し上げます。事務局の悩みとしましては、先ほど宮崎先生のおっしゃられた、志願者減をいかに減らすのかというベクトルと、合格者の減という方向性とが、どう両立するのかというところが、なかなか悩ましいところでございまして、引き続き勉強してまいりたいと思っております。

○納谷座長 どちらが親で、どちらが卵か分かりません。いずれにしても、人数が少ない合格者になれば、一般論の話ですけれども、若者から見ると、試験など受けたって、とても受からないという気持ちに、多分なるだろう。受かったって、就職する先が非常に厳しく、貧しい経済的な状況に置かれるのだと思えば、若者は、明らかにそういう分野に行きたくないという話になることも確かです。個人的な考えとして言うと、法曹というものは、もともとお金持ちになるためにあるわけでもない。その生活は、貧しいというか、ある意味では質素なものですね。法曹の仕事それ自体は、そんなに派手なものではない。

我々は法科大学院の方をベースにして法曹養成に取り組むということでは共通なわけですから、それぞれの分野で何をやっていけばいいか。現行の基本理念を支えられる方向にもっていけるか。

法科大学院をスタートさせたとき、法科大学院に行けば7割ぐらいかかると言っていたから、あれだけ人がどさっと志願してきたわけです。ですから、そういうことにすぐ戻れとは言いませんけれども、そういう夢がメッセージとして伝わらないと、やはり、この状況は打開できないかなと思っております。

○宮崎顧問 どさっと合格できたけれども、結局、就職できないと夢がないという、裏切られたということになるわけですね。法科大学院関係の人としゃべっていると、合格者を増やすことが大事だという発想が強いけれども、我々から見ると、やはりきちんと、弁護士として活躍できるシステムを構築しなければならない。それが、志願者増につながると思っているのです。合格者が、昔は極めて少なかったけれども、目指す人はとても多かった点も留意いただきたい。

○納谷座長 こういうことで、議論が散漫になってもいけませんので、この辺ぐらいのところを土俵にして、できるかどうかちょっと分かりませんが、文書として取りまとめて、案みたいなものを次回までに用意できましたら、出させていただきたいと、このように思

っております。

それでは、時間が少なくなってきたので、次の議題の方に移ってください。

○大場室長 ありがとうございました。法曹人口の問題につきましては、推進室といたしましては、先ほども御説明しましたように、人口調査というのを確実に実施いたしまして、その結果のデータを精査することで法曹人口の在り方というのを示したいと考えておりますけれども、これまでにもお話がありましたように、OJTの問題だとか、事件数の減少あるいは就職の問題、こういったそれぞれの要素も踏まえて考えてていきたいと思っております。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は、予備試験についてであります。予備試験につきましても、前回に引き続いて御議論をお願いしたいと存じますが、その前に前回いただいた宿題について、新たな資料について御説明いたします。

まず、推進室の方からお願ひします。

○松本副室長 御説明申し上げます。

前回の会議におきまして、有田顧問から「規制改革のための3か年計画」に至る経緯についてお問い合わせをいただきました。

資料5-1、通し番号のページで言いますと、37ページを御覧ください。ちょっと経緯がございますので、若干長くなりますが、御説明申し上げます。

前回の会議で御説明いたしました、「規制改革のための3か年計画」という閣議決定は、平成13年4月に発足いたしました、総合規制改革会議に基づきます、「規制改革推進3か年計画」というものが前提となっております。

その中で、最初に予備試験について触れられたのが、平成15年3月に閣議決定されました、「規制改革推進3か年計画（再改定）」でございます。

こちらでは、新司法試験におきましては、法科大学院を修了していない予備試験合格者であっても、法科大学院就労者と全く同じ条件で、新司法試験を受験することができるようになりますことや、予備試験が法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保するために、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で、可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていくとされております。

その後、平成16年には、「規制改革・民間開放推進3か年計画」が閣議決定されまして、このような議論は、規制改革・民間開放推進会議に引き継がれましたが、先の閣議決定や平成17年の閣議決定におきましては、先ほど申し上げました平成15年3月の決定と同様の措置事項が定められております。

その後、平成18年3月の閣議決定では、法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか、予備試験合格者であるかを問わず、同一

の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするために、予備試験合格者数について毎年不断の見直しを行う。

以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べ不利益に扱われないようにするとされました。

その後、平成19年1月から、こうした議論は規制改革会議に引き継がれております。

平成19年の5月末には、規制改革推進のための第一次答申が出されておりますところ、ここでは予備試験の制度設計につきまして、予備試験は、試験という点によるチェックしかないため、プロセスとしての法曹養成制度の中核として位置づけられる法科大学院における教育との違いに留意しつつ慎重に進めるべきとの意見と、法科大学院の場合にも、その教育内容を十分に履修しているかどうかを判断するには、ある時点でのチェックという方式しかなく、結局、評価については「点」によるものとならざるを得ないという意見を併記いたしまして、予備試験の制度設計において法科大学院のプロセス教育の趣旨も踏まえつつ、それを無条件に尊重し過ぎることのないよう留意する必要があるとされました。

その後の、同年6月の閣議決定では、「資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配意しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と、法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」とされているところでございます。

こうした上で、前回お示ししました平成21年3月の「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」につながっているところでございます。

31ページにございます⑦が該当箇所でございます。

ちょうどこの時期は、1月の第52回司法試験委員会で予備試験の実施方針について協議がなされるなど、正に予備試験の制度設計というものが行われつつある時期でございました。

このような時期に出されました、この決定におきましては、先ほどの平成19年の閣議決定の内容に加え、御覧いただいております⑦の第2段落にございますとおり、予備試験制度を設ける趣旨などについて言及がございまして、法務省は、これらを踏まえ予備試験の制度設計を行うものとされております。

それだけでなく、第4段落にございますとおり、予備試験の具体的な出題につきましても一定の言及がなされているところでございます。

次に資料5-6、45ページを御覧ください。

こちらは、現在行われている予備試験の問題と出題趣旨でございます。憲法から順番に7つの法律科目が並んでおりまして、その次の59ページから実務基礎科目となっておりまして、最後に一般教養科目のものをつけているところでございます。

続きまして資料5-2、通しページ番号33と、その次の5-3につきましては、予備

試験合格の資格で司法試験に合格いたしました、第66期司法修習生の採用状況につきまして、日本弁護士連合会に協力をいただきまして、推進室から採用人数上位30位までの法律事務所49か所に対しまして、その採用人数や採用に当たっての区別について照会した際の文書と、その結果をまとめたものでございます。

回答は、42の事務所からいただきました。

資料5-3の1、採用人数の表を御覧ください。ここにございますように、第66期司法修習生からの採用295人のうち、予備試験合格の資格による者は14人でございました。

これを採用数上位10位までの事務所について見ますと、全178人中12人が予備試験合格者ということになり、11位から30位までの事務所と比べますと、その割合が多いことになります。

ちなみに、所属弁護士数上位10位までの法律事務所について見ますと、採用されました全157人中13人が予備試験合格者という結果でございました。

次に、採用に当たりまして法科大学院修了者か予備試験合格者かを区別したかどうかとの質問に対しまして、区別したと回答した事務所は、42事務所中4事務所にとどまっています。

その4事務所によりますと、区別した理由は、法科大学院修了者の法律家としての素質を高く評価しているという回答がある一方、予備試験合格者の方が優秀であると考えたという回答もございました。

それ以外の法律事務所では、同じ年の司法試験合格者である点に違いはないですか、人柄、経歴、成績などを総合的に検討して採否の判断をしているといったように、本人を見て判断していることを理由として、受験資格による区別をしていないということでございました。

以上でございます。

○大場室長 続きまして、文部科学省から御説明いただきたいと思っております。

資料が5-4と5-5でありまして、通しページ番号でいきますと、37ページから43ページです。文部科学省の中岡審議官、お願いいいたします。

○中岡審議官 中岡でございます。

前回、この顧問会議におきまして、予備試験に関する法科大学院側の懸念事項につきまして御報告申し上げましたけれども、その後、顧問会議での御指摘あるいは推進室からの依頼を踏まえ、文部科学省におきまして、予備試験に関し、各法科大学院がどの程度把握しているかにつきまして、25年度予備試験の出願時の自己申告に基づく受験者がいる法科大学院を対象に追加調査を実施いたしました。その結果を取りまとめましたので、改めて御報告させていただくという趣旨でございます。

まず、37ページでございます。

こちらを御覧いただきますと、予備試験に係る学生の動向の把握状況ということで、大

学が学生の動向を把握しているか、各法科大学院に対しまして、予備試験を受験予定の学生の動向という項目から、予備試験から司法試験に合格した学生の動向という項目まで五つの区分に分けまして質問いたしました。

いずれの区分でも把握している、あるいは一部のみ把握している場合も把握しているとカウントしておりますけれども、そういう回答をした法科大学院は全体の約3割以下という状況でございます。

また、把握の方法といたしましては、学生との会話、面談あるいは授業欠席の理由の確認、司法試験委員会から公表されております大学別の予備試験出願者数あるいは受験者数、合格者数の資料など、様々な方法を通じて学生の動向を把握しているところでございます。

一方、法科大学院におきまして把握していない理由といたしましては、予備試験受験は学生の自由である、あるいは予備試験受験は学外の活動であるため把握することは困難であるということが挙げられております。

38ページ、上段でございますけれども、学生が予備試験を受験する理由の把握状況でございます。各法科大学院で学生が予備試験または予備試験合格後に司法試験を受験する理由といたしまして把握しているものを質問したところ、学生が、模擬試験として活用するため、あるいは法曹になるための時間、費用を節約するため、あるいは予備試験に合格している方が就職に有利、優秀と思われるという認識があるためといった内容は、数多くの法科大学院から挙げられておりました。

このほかに、四つ目の○、五つ目の○のように、予備試験の内容が法科大学院の授業科目よりも大幅に少なくて受けやすいということ、あるいは法科大学院への在学を保険として予備試験合格を目指すことが可能だというようなこともございました。

次に、下段の部分でございます。予備試験を受験する学生が教育に与える影響の把握状況でございます。

そこで、各法科大学院において、予備試験または予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響を把握しているかどうかを質問したところ、何らかの影響を把握している旨を回答した法科大学院は、47%、5割弱でございます。

また、把握している影響といたしまして、三つ目の○にございますように、法学部生は、予備試験と法科大学院入試を併願し、予備試験に合格しなかった者が法科大学院に進学する傾向が鮮明、あるいは、下から二つ目の○でございますが、学生の中で予備試験の受験準備を優先し、プロセスとしての法科大学院教育を軽視する傾向が顕著、あるいは、一番下の○のように、予備試験の実施日の前後になると授業の欠席が見られる。これは、前回もそういった話が出ておりました。

39ページに行きまして、この項目の一番下の○でございますけれども、クラス内に日々の勉強の仕方や修了後の進路に対する不安が広がっているというような内容がございます。

39ページの中段でございます。予備試験を受験する学生が教育に与える影響の改善に向けた対応状況と、こういったことに何らかの対応ができないかということで取り組んで

いるかどうかを質問したところ、何らかの対策をしているという法科大学院は16%、約2割弱にとどまっております。

具体的な対策といったしましては、そもそも、これは充実した法科大学院教育を実施することなのだということ、あるいは制度自体に根本的原因があって、対策には限界があるので、予備試験合格者の奨学金返還の必要性等の検討などを通じて、影響の改善に向けて対策をしているということでございました。

一方、対策していない理由でございますけれども、法科大学院側からは、個別の法科大学院にできることは充実した法科大学院を実施することに尽きるのだということ、二つ目にございますように、誰でも受験できる予備試験について、学生の在学中の受験に対し、制限を課すことは困難であるということがございました。

追加調査につきましては、以上でございます。

次に、資料5-5でございます。41ページを御覧いただきたいと思います。

これは、前回の顧問会議での御指摘を踏まえたもので、実際の学生がどう考えているのか、学生へのアンケートの結果でございます。

現在、学生の休業期間中でございますので、新規で調査を実施することはなかなか困難な状況でございますが、事前に各法科大学院に確認いたしましたところ、昨年法科大学院の2年次生に対しまして、日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同で実施した司法試験予備試験制度に関するアンケート調査の中で学生の声を拾っているということがございましたので、今回、その調査回答で得られている学生からの意見を幾つかに分類いたしまして、まとめて御報告させていただきます。

まず、一つ目でございますが、予備試験が法科大学院の教育活動に与える影響に関する学生の意見です。

これにつきましては、対話型の授業、ソクラティック・メソッドということで、そういう授業が展開されるわけでございますけれども、予備試験受験者の方が予習をしておりませんので、そういったことがすぐに感じられるということ、あるいは予備試験に向けた準備の影響で予習不十分の学生が発表の番になったとき、やりとりが不十分なので、他の学生は、そういった学生と先生のやりとりから色々なものを学ぶことが難しかったということでございます。

また、下のポツにございますが、予備試験前後の時期の欠席者が多くなったり、予備試験に合格した者の欠席が目立った、あるいは授業を軽視する雰囲気が見られる、学生間の雰囲気が悪くなるなど、法科大学院における学生の学習環境に影響を及ぼしているようなことがうかがえる学生の意見がございました。

さらに、授業の予習量が多いために、予備試験直前期に試験対策のための十分な時間が確保できないといった意見もございました。

下の2. でございますが、法科大学院と予備試験の関係・在り方などに対する学生の意見でございます。

これについても様々な意見が見られますが、その代表的なものを御報告させていただきます。

まずは、予備試験の存在意義が不明あるいは制度全体としてどのような構想があるのか見出せないといった意見に見られるように、法科大学院制度と予備試験が併存する法曹養成制度に疑問が示されている一方で、予備試験制度があるならば、そもそも法科大学院は必要ないのではないか、次のページの一番上のポツでございますが、法科大学院の経済的負担を考えると、予備試験が存在する意義は大きい、三つ目のポツにございますように、予備試験か法科大学院かのどちらかを廃止し、一本化すべきというようなことが学生の意見でございました。

3. 在学中には予備試験に合格しても法科大学院修了を目指すという学生の意見ということでございます。

まず、予備試験に合格しても、法科大学院修了を目指すという学生の主な意見といたしましては、法科大学院3年在学中に予備試験に合格した場合、司法試験を受験するタイミングは法科大学院修了後になるため、修了を目指すということ。次のポツにございますように、法科大学院の教育に関し、先端的な学習の機会、施設の利用、人脈の構築などに魅力を感じているということ。あるいは、法科大学院の授業が非常に充実している、また、学習環境も整っているためということ。予備試験は、司法試験準備の一環として受験しているだけということ。自身のキャリア形成のため博士号の取得を目的としているということ。あるいは、修了を目指すのは、授業料を既に払い込んでいるため、あるいは奨学金・授業料減免に係る経費の返還を求められないようにするためといった意見がございます。

次に43ページでございます。在学中に予備試験に合格した場合に、法科大学院修了にこだわらない学生の意見ということで、例えば、司法試験の受験資格を得ることを目指しているために、予備試験に合格して、その目的が達成されれば、法科大学院に在学する必要はないということ。あるいは、予備試験に合格して司法試験の受験資格を得られれば、時間的、経済的な負担をかけてまで法科大学院修了を目指す理由がないということ。あるいは、受験対策とはかけ離れた教育を行っている法科大学院から、いち早く離れたいということ。若くして法曹になれる、早く実務の経験を積みたいということ。最後ですが、予備試験合格の方が、その後の就職に有利に働くと考えているというような意見がございました。

その他、どの分類にもないような学生からの意見といたしまして、法学未修者で法律を勉強するのが初めてだったので、予備試験をいきなり受けるのは難しいと思って、法科大学院に入学したということ。また、自分のような社会人経験者は法科大学院がなければ法曹を目指す道を選択することは現実的にあり得なかったという多様性に関わるような御意見。三つ目のポツにございますが、予備試験について、分析的に学生が書いているのですけれども、法科大学院の3年生にとっては模擬試験、2年生にとっては1年早く司法試験に合格するための試験、学部生にとっては早期に合格すれば法科大学院に行かなくてよい

試験でしかない。回数を重ねるごとに、予備試験に合格しなかった人が行くのが法科大学院という印象が顕著になってきている。最後に、在学中に司法試験に合格した場合、法科大学院を修了することと中途退学することのメリット・デメリットがあつて、どちらがいいのか迷っているという意見がございました。

以上、簡単でございますけれども、主なものを御報告申し上げました。

○大塙室長 ありがとうございました。ちょっと終了時刻まで時間が迫っているものであります、若干まだ時間がありますので、御質問、御意見等を頂戴したいと思っております。

予備試験の問題といいますのは、予備試験単体の問題というよりも、むしろ法科大学院とあるいは法科大学院教育との関係だとか、あるいは司法試験合格率との関係だとか、いろいろ複合的に絡んでいるものでありますけれども、今、とりわけ予備試験が法科大学院教育に与える影響なども文部科学省の方から説明がありましたので、御質問、御意見も含めて、時間は余りありませんけれども、座長の司会のもとでお願いできればと思います。

○有田顧問 先ほどのアンケートの中に、在学中に予備試験に合格した場合、法科大学院修了にこだわらないという学生の意見が、回答例というところにありました。また、受験対策とはかけ離れた教育を行っている法科大学院からいち早く離れたいという部分がありました。

それで、ロースクールを卒業しても司法試験に合格しなければ意味がないですから、司法試験の合格のための教育の現状はどうなっているのかということを教えていただきたいと思います。

○納谷座長 では、牛尾課長。

○牛尾課長 何か法令的な規定によって一定の教育の在り方を禁止するというものはございませんけれども、制度発足当初の理想として、いわゆる従来の司法試験に対する受験技術一辺倒のような教育に対するある種の批判からこの制度が生まれたということを背景にして、中央教育審議会などの議論におきましても、受験指導に、特に技術的な指導に余りにも偏った指導をするのはよくないのではないかといった御提言がございまして、そういう趣旨は各大学にお伝えしております。

そういう意味で、極めて技術的な受験指導に偏った教育については、各大学とも、それは控えているということだと思います。

ただ、一方で法曹養成を目指すということで、その入り口には司法試験があるわけでございますから、その合格につながるような指導が一切禁止されているかというと、それもまた極端な見方であると思います。大学院教育の趣旨にのっとった形で司法試験の合格にもつながるような指導というのは、十分あり得ると思いますので、そういうものまで禁止するものではございませんし、そういう規定があるわけでもございませんが、その間で、各大学どういう形でやるか、現場では色々とお考えになられて実際の指導は行われている現状であると考えております。

○有田顧問 私は、ロースクールの先生からお聞きしたところ、議論においても司法試験の受験やその出題問題にかかわる部分については、触れてはいけないし、話でも言つてはいけないということになっているという極端な話になっているということでした。

片や一方、ロースクール生に司法試験の受験勉強をさせなければいけないのだが、大学は関与できることになっているので、大学が裏であっせんをしながら、受験指導をする団体の先生を呼んできて、その先生たちに受験指導をやってもらっていることを聞いたこともあります。

ですから、ちょっと各ロースクールが、司法試験の受験指導に臨む程度等を具体的にきちんと示した方がいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○牛尾課長 今、御指摘いただいたような意見は、現場の、特に実務家の教員の方の御意見としても、よく聞こえてきているところでございまして、我々としては、先ほど申し上げたようなことで、一切の受験指導を禁止するということではないのですけれども、どこまでが法科大学院の教育に沿った形の受験につながる指導なのか、どういうものが単なる技術的なものとして指定されるべきものなのかは、多分現場の先生方も迷っていらっしゃるところがあると思いますので、今後、私どもとしても、どういうものであれば許されるというか、むしろ意味のあるものであるのか、もう少し具体的に何かお示しできるようなことはないかということは検討課題として考えているところでございます。

○有田顧問 ロースクールの教育の在り方というのも、早急にいろいろやっていただきなければ困ると思います。現にロースクール卒業生の司法試験の合格者数が低迷している状況の中で、今、おっしゃったところというのは、相当重要な問題点だと思いますので、できる限り早い時点で、その方向性を示していただきたいと思うのです。

○中岡審議官 先ほど牛尾の方から申し上げましたように、中央教育審議会で正に議論しております。

それで、今度、ロースクールを実際に見ていただくということになりますけれども、先生方も一時期、そういう予備校化してはいけないというような強いメッセージがあった時期の、ある意味トラウマみたいなものに縛られているところがございます。

そういったところについては、法曹養成ということで、極めて資格の取得に関して近いわけです。例えば、教員養成であっても、教員採用試験に通らなければいけないわけですから、様々なプレゼンの仕方などは、実際やるわけでございます。

我々としては、そういったものはいいですよといったところについては、中央教育審議会できちんと議論していただいて、位置づけていくということも考えていかなければいけないと思っております。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 確認ですけれども、先ほど松本副室長の方から御説明のあった3か年計画の一番おしまいのものですね、平成21年の3月31日の閣議決定があります。この現状はどうなっているのかなのですけれども、3年経ってしまったので、これはもう失効して

いると、そして、更なる計画はないというふうに見ていいのか、そこらあたりはどうなのですか。

○松本副室長 端的に申し上げますと、まだ、これは死んでいないという位置づけでございます。

○納谷座長 閣議決定ですので、そう軽々には無視できないとは思いますけれども、この決定は、まだ生きているらしい。ただ、この経過資料に基づく説明を受けたら、もう今では、予備試験それ自体がその当時における予測状況とは異なる実態になっているので、そこのところは、これから十分気をつけて対応していく余地はあるのではないか。予備試験制度導入の前提予測とは逆転したような形になってしまっているわけで、これから、我々は、この顧問会議できちんと言うべきことは言って、改革に向けて、議論を進めていく、対応していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○有田顧問 正におっしゃるとおりで、この閣議決定当時丸かった土俵が、いまや三角形の土俵になってしまっていると思います。そういう状況をきちんと把握、認識し共有するということが重要だと思います。

前に吉戒顧問の方からも、閣議決定が大きな足かせになっているのだという話がありましたので、それをいかにすれば克服できるかということを考えていきたいと思います。

○納谷座長 それは、いずれどこかの文書できちんとまとめる時期が来ると思いますので、対応したいと思います。

もう一つ、ちょっと時間がないのですが、先ほど、文部科学省からの発言の中で、重要なことが出ていた。やはり、司法試験に受からないとどうにもならないということも現実なのです。法科大学院導入時のトラウマという言葉もありましたけれども、「受験のための指導（教育）の絶対禁止」の規制から脱出していくために、「過大な試験指導は困るけれども、ある程度のことはやっていい」という抽象的な指針は出ていたと思う。あの指針をもう少し見えるような形で、具体的に示すことができたら、と思います。ここまで大学内でやってもいいという形のモデルといいますか、そういうものを出していただいて、これを徹底していくことも一つの方法かなと思います。文部科学省の方で、案がありましたら、出していただければと思っております。

いずれにしても、我々は、次の会議までの間に、法科大学院を見学に行くことになっていますので、そのときに、現場の先生方との懇談会の中で意見をまとめていただきたい。このように考えておりますけれども、今日のところは時間がここまで来てしまったので…。

○阿部顧問 一つだけ。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 次回で結構なのですが、仮に予備試験について何らかの形で受験資格の制限を設けるとしたときの法的な論点、前々回吉戒先生から年齢制限はできないのではないかという御指摘もあったかと思うのですが、どういう法律論の構成になるのか、あるいは法律が許す範囲で何ができるのかということについて教えてください。

○松本副室長 先ほど納谷座長から御指摘がございました、受験指導的なところにつきましては、平成19年12月18日に中央教育審議会の考え方、報告書というものが出ております。これは、お帰りの際にお渡ししたいと思っております。

ただ、この点につきましては、推進室も非常に強い問題意識を持っております。我々、例えば検察ですと、ロースクールの派遣教官というものがございますが、その人たちとの意見交換の場というのを持っておるのですけれども、その場で、まず、皆が言いますのは、司法試験の過去問を使った指導もやつてはいかぬと言われているということです。

それで、文部科学省等に聞きますと、受験指導に過度に偏した教育でなければオーケーなのだと言われるのですけれども、実際、現場の運用としましては、そういう形で授業を行った場合に、認証評価でバッテンがつくと、ロースクールにとっては非常に大変なことになりますので、非常に抑制的な運用がなされていると。

実際に、後でお配りしますと、この報告書を見ましても、原則禁止されているかのような書きぶりになって、非常に分かりづらい、これを前提としますと、抑制的にならざるを得ないのではないかと思わざるを得ないような記載になっております。

推進室からも文部科学省に対しまして、例えば、講義で司法試験の論文の過去問を使用すること、あるいは短答式の過去問を使用して、事実認定とか、論点抽出能力とか、そのようなものを試す授業の在り方、あるいは授業以外で課題として司法試験の過去の問題あるいは教官自らがつくった事例を提供して、実際に論理構成能力を試す。それを教官がチェックをする。このようなことをしてもいいのですねと確認をしたところ、なかなかまだ明確な回答を得られていません。

この点につきまして、文部科学省におかれても、今、検討をしていただいておりますので、次回の顧問会議の際には、具体的に何ができるのか、どこに至ると過度に偏した教育になるのかというところは、それまでによく文部科学省とも連携をして対応をしてまいりたいと思っております。

○納谷座長 是非お願いします。認証評価の方も、法科大学院の1期目認証評価をしたときは、先ほどの導入のときの考え方方が、かなりきつく出ていたことは事実です。けれども、2期目に入って、「過度に司法試験の指導を行わないように」という文科省指針に注意しながら判定しております。ですから、少しずつ動いてきていることは事実です。

そんなことも踏まえて、授業をすることになったら、先生によっては、退職するかも知れない。ですから、そのガイドラインをつくるときに難しい問題があると思いますけれども、文部科学省の方で御検討いただきたい。過度に云々というところで、司法試験に合格するためにも、これと、これはちゃんと学んでいかなければいけない。例えば、読み方や書き方も含めて、例示的に明確化していただければと思っております。次回までに、そういうペーパーを出していただければありがたいと思います。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 阿部顧問の先ほどのお話に重なるのですけれども、私は、やはり本来の目的

というか、経済的な理由という条件の厳格化は必要ではないかなと思っているわけなのですが、経済的な面で線引きが可能なのかどうかということで、いろんな参考となるほかの制度などがあれば、いろいろあるとは聞くのですけれども、そのあたりもちょっと教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○納谷座長 今の点、よろしいですか。

予定の終了時間を、10分ぐらい過ぎてしまいました。座長の進行が悪くて大変申し訳ありませんでしたけれども、一応、このぐらいにして、この会議は閉じさせていただきたいと思います。室長の方へバトンタッチしたいと思います。

○大場室長 今日の議題は、これで終わりたいと思います。最後の点、法科大学院における受験指導に過度に偏した教育という言葉が使われていますけれども、それは具体的にどういうことなのかというのを、また文部科学省の方でも検討していただけるということですでの、その検討をまた待ちたいと思っております。

最後に、今後の予定でありますけれども、推進室から御説明申し上げます。

○松本副室長 資料7を御覧ください。

これが当面の顧問会議の予定表でございます。来月は、こういう形の会議は開かずに、顧問の皆様方に法科大学院の視察をしていただきたいと考えております。

なお、教官等との意見交換の場も設ける形で文部科学省にお願いをしているところでございますが、基本的に、この内容につきましては公開、要するに録音をして起こしたものをお開きしたいと考えているところでございます。

さらに、次回5月23日におきましては、また、本会議を開催いたしまして、そのような視察の結果も踏まえた上でロースクールの改善方策について、あるいは予備試験や司法修習について御議論をお願いしたいと思っております。

次回は、5月23日午後2時から、本日と同じこの会議室で開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大場室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。